主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人手代木佑寿の上告趣意について。

所論は結局事実誤認の主張に帰するから、適法な上告理由と認め難い。よつて旧 刑訴四四六条に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官 橋本乾三関与

昭和二六年一〇月一一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齋	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅